

「避難所HUG」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県が所有する避難所運営ゲーム「避難所HUG」(以下「HUG」という。)に関する著作権の利用及び商標権の使用(以下「HUGの使用」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてHUGとは、別表1に掲げる防災知識を取得するためのカードゲーム(商標登録第5308380号(平成22年3月12日付登録))をいう。

(使用の申請等)

第3条 HUG及びHUGの二次的著作物を使用しようとする者は、あらかじめ避難所HUG使用許諾申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、知事に提出し、その許諾を受けなければならない。

(使用許諾)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、HUGの使用を許諾するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を主たる目的とするとき又は当該使用にかかる物件を対価の対象とするとき。
- (2) 法令、公序良俗に反するとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められるとき。
- (4) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (5) 県又はHUGのイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (6) 申請者が次のアからキに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員等を使用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
 - キ 契約方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 偽りその他不正の手段によりHUGの使用許諾を受けたことがあるとき又は使用許諾後、県が提示する条件に反する行いをしたことがあるとき。

(8) その他知事がHUGの使用について不相当と認めるとき。

2 知事は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書(様式第3号)を申請者へ送付する。

(使用許諾の特例)

第5条 知事は、前条第1号に該当する場合であっても、HUGの手法等を取り入れることにより、防災対策、防災意識高揚その他減災・防災施策の推進に寄与すると認められるときは、前条第1号の規定に関わらず、HUGの使用を許諾することができる。

2 知事は、前項により使用を許諾するときは、この規程によらず別途静岡県財産規則による県有財産の使用許諾契約の手続きを行うものとする。

(使用許諾の条件)

第6条 知事は、第4条の規定により使用を許諾するときは、HUGの使用法その他について、条件を付することができる。

(許諾期間)

第7条 第4条の規定による許諾期間は、3年以内とする。

2 前項の許諾期間満了後において、申請者から許諾内容の変更及び使用中止の申出、あるいは知事からの使用許諾の取消しが無い場合を除き、継続して使用できるものとする。

(使用料)

第8条 HUGの使用料は、第5条の特例により許諾する場合を除き、当分の間無料とする。

(使用の遵守事項)

第9条 HUGの使用許諾を受けたものは、その使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された使用内容のみに使用すること。

(2) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(3) 当該使用にかかる製作物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(4) 当該使用にかかる製作物の適切な位置に、HUGの使用許諾を受けて製作していることを示す許諾番号を明示すること。

(許諾内容の変更)

第10条 HUGの使用許諾を受けた者が、許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめ避難所HUG変更使用許諾申請書(様式第2号)を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。

(使用許諾の取消し)

第11条 知事は、HUGの使用がこの規程又は使用許諾の内容に違反していると認められるときは、その使用許諾を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(経費の負担)

第12条 知事は、この規定による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 13 条 知事は、HUG の使用を許諾したことに起因する損失補償等について一切の責任を負わない。

2 HUG の使用許諾を受けた者は、HUG を使用した製作物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 HUG の使用許諾を受けた者は、HUG の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、HUG を使用する場合の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条関係)

「避難所HUG」



(内訳)

カード	4セット
取扱説明書	1冊
CD	1枚

※HUG（ハグ）は、避難所（Hinanzyo）運営（Unei）ゲーム（Game）の略であり、また英語の「抱きしめる」という意味から、避難所において避難者をやさしく受け入れるというイメージで名付けられました。

HUGは、ゲーム参加者が避難者を体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

高齢者や障害のある人、震災孤児、外国人、ペット連れ等、個別の事情を抱える多数の避難者を適切な生活スペースに配置したり、トイレや炊き出し場の決定、ボランティアの受け入れ等に対応していく中で、参加者の間で自然に活発な意見交換が行われ、その中でそれぞれが新たな気づきや視点を獲得し、また、個々の考え方の相違について認識するなど、お互いに理解を深めながら避難所の運営に取り組むカードゲームとして期待されています。

「避難所HUG」使用許諾申請書

年 月 日

静岡県知事 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

下記のとおり、避難所運営ゲーム「避難所HUG」を使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
（改編する箇所、内容、改編する避難所HUGの使用方法等）
- 3 使用期間
- 4 作成数量
- 5 所在地・代表者氏名
- 6 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス等）
- 7 添付資料
 - (1) 会社・団体・個人概要書
 - (2) 当該使用にかかる完成品（案）

「避難所HUG」変更使用許諾申請書

年 月 日

静岡県知事 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

年 月 日付け危情第 号で許諾を受けた（許諾番号）の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法（前回の許諾内容を変更する箇所、内容等）
- 3 使用期間
- 4 作成数量
- 5 所在地・代表者氏名
- 6 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス等）
- 7 添付資料
 - (1) 会社・団体・個人概要書
 - (2) 変更後の当該使用にかかる完成品（案）

※上記のうち、該当する項目について変更前と変更後がわかるように記載すること

様式第3号（第4条関係）

「避難所HUG」使用許諾書

危情第 号
年 月 日

（申請者） 様

静岡県知事

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記により許諾します。

記

- 1 許諾番号
- 2 使用対象物件
- 3 使用目的及び使用方法
- 4 使用期間
- 5 作成数量
- 6 使用条件